

## ■日本は、いつ無形文化遺産保護条約の締約国になりましたか？

日本は、2004年（平成16年）6月に3番目の締約国になりました。

日本は、1950年（昭和25年）に制定された文化財保護法により、早い時期から国内の有形・無形の文化遺産を保護してきました。日本のように、無形文化遺産についても保護する制度を持つ国は少なく、他国に先駆けたものです。この国内での豊富な知見を活かし、日本は無形文化遺産保護条約の作成にあたって中心的な役割を果たしました。



【日本の無形文化遺産】

雅楽

©UNESCO  
/Music Department  
of the Imperial Household  
Agency



【日本の無形文化遺産】 小千谷縮（おじやちぢみ）・越後上布（えちごじょうふ）  
—新潟県魚沼地方の麻織物の製造技術

©UNESCO/ Association for the conservation of techniques for Echigo-jofu, Ojiya-chijimi-fu

## ■日本は、無形文化遺産保護条約に どのように対応していますか？

無形文化遺産保護条約を批准した国は、次のことが求められています。

- ①「自国内の無形文化遺産の目録」の作成
- ②「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」への提案
- ③「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」への提案

それぞれに対する日本の対応は、文化庁が無形文化遺産保護条約への対応について調査審議するために設置した「文化審議会文化財分科会無形文化遺産保護条約に関する特別委員会」で調査審議を重ね、文化審議会文化財分科会を経て、文化庁としての対応を次のとおり決定しました。

- ① 「目録」については、国の指定・選定を受けた文化財の一覧を目録としてユネスコ事務局に提出する。
- ② 「代表一覧表」については、文化財の特徴及び指定件数に基づき区分を設け、指定等の時期が早いものから順に提案する。
- ③ 「緊急保護一覧表」については、文化財保護法で既に保護措置が確保されているため、日本からの記載提案は当面行わない。



【日本の無形文化遺産】  
京都祇園祭の山鉾行事 ©UNESCO/ Inoue Shigeya

## ■次に「代表一覧表」などへの記載が決定するのはいつですか？また、日本はどのような無形文化遺産を提案していますか？

次回、新たな「代表一覧表」などへの記載が決定するのは、2014年11月にフランスのパリで開催される第9回政府間委員会です。日本からユネスコに対して、「代表一覧表」への記載案件として提案し、政府間委員会での審査対象になっているのは次のとおりです。

◎2009年8月に提案している案件	
男鹿のナマハゲ（秋田県）	綾子踊（香川県）
諸鈍芝居（鹿児島県）	多良間の豊年祭（沖縄県）
建造物修理・木工	
◎2011年3月に提案している案件	
木造彫刻修理	
◎2013年3月に提案している案件	
和紙：日本の手漉和紙（てすきわし）技術（構成：石州半紙・本美濃紙・細川紙）	
◎2014年3月に提案している案件	
山・鉾・屋台行事（「京都祇園祭の山鉾行事」及び「日立風流物」を拡張した提案、国指定重要無形民俗文化財の山・鉾・屋台行事32件から構成）	



【日本の無形文化遺産】

早池峰神楽（はやちねかぐら）

©UNESCO/ Matsumoto Naoki



【日本の無形文化遺産】

和食：日本人の伝統的な食文化

（農水省作成「日本食文化の無形文化遺産  
記載提案書の概要」より）